

細則 熊本県子ども会連合会登録費及び理事代議員定数に関する規則

○熊本県子ども会連合会登録費に関する規則(会則第 14 条 1 項関係)

登録費の額(一人当たり年額)は、全国子ども会安全共済費を含め 300 円とする。

○熊本連子ども会連合会理事及び代議員の定数に関する規則 2020. 3. 7 理事会改正
(会則第 7 条 3 項理事定数及び第 10 条 2 項代議員定数関係)

郡市(市町村)名 (加入市町村)	理事(人)	代議員(人)
宇土市	1	1
宇城市(未加入)	0	0
下益城郡(未加入)	0	0
荒尾市	1	1
玉名市	1	4
玉名郡		
和水町	1	1
南関町	1	1
玉東町	1	1
長洲町	1	1
山鹿市	1	2
菊池市	1	1
菊池郡		
大津町	1	2
菊陽町	1	4
合志市	1	1
阿蘇郡市		
阿蘇市	1	2
西原村	1	2
南阿蘇村	1	1
小国町	1	1
上益城郡		
御船町	1	1
嘉島町	1	1
益城町	1	1
甲佐町	1	1
八代市	1	2
八代郡(氷川町)	1	2
水俣市(未加入)	0	0
芦北郡(未加入)		
人吉市	1	5
球磨郡		
多良木町	1	1
湯前町	1	1
相良村	1	1
球磨村	1	1
あさぎり町	1	2
上天草市	1	1
天草市	2	5
天草郡(苓北町)	1	1
リーダー会	若干名	
合計		52